

令和元年6月28日

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

一部自治体における毎月勤労統計調査（地方調査）の公表結果の訂正について

本日、神奈川県、愛知県、大阪府（以下「3府県」といいます。）が、毎月勤労統計調査（地方調査）における結果の一部の訂正を公表しました。今回の訂正の範囲等の概要は以下のとおりです。

【訂正の範囲】

3府県が公表する地方調査の平成31年1月分から3月分までの結果数値（実数、指数、前年同月比等）

※ 全国調査の結果への影響はありません。

※ 訂正情報については、各府県のHPをご参照ください。

【訂正の方法】

3府県において、平成31年4月分の結果の公表時に、1月分から3月分の正誤情報を公表。

【訂正の原因】

毎月勤労統計調査は、「全国調査」（国が集計・公表）と、都道府県別の「地方調査」（都道府県が集計・公表）があり、「地方調査」については、都道府県が調査票の審査を行い、国が提供する毎月勤労統計調査オンラインシステムを用いて集計をし、結果を公表しています。同システムについては、民間業者に対してその運用・保守業務を委託しており、厚生労働省から当該業者に対し、地方調査に関するデータの一部修正を依頼していましたが、修正がなされていなかったためです。